



平成 24 年 11 月 21 日

各 位

会 社 名 日本空港ビルデング株式会社  
代表者名 代表取締役社長 鷹城 勲  
(コード番号 9706 東証第 1 部)  
問合せ先 管理本部副本部長 山田 克爾  
(TEL. 03-5757-8040)

### 訴訟の判決に関するお知らせ

当社が、スカイマーク株式会社に対して昨年 11 月 1 日付で提起しました国内線旅客取扱施設利用料代行徴収・納入義務の存在確認等を求める訴訟について、本日、東京地方裁判所より判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 訴訟の経緯

東京国際空港（羽田）旅客ターミナルビルの旅客共用施設に関して旅客の皆様にご負担頂いている国内線旅客取扱施設利用料(以下「本利用料」といいます。)については、旅客の皆様の利便性等の観点から、スカイマーク株式会社を含む航空会社各社において、本利用料を航空券に含ませてお客様より代行徴収したうえ(いわゆる「オンチケット方式」)、当社に対し、本利用料を納入することとされています。

これに対し、スカイマーク株式会社は、本利用料の代行徴収及び当社に対する本利用料の納入を拒絶し、任意の話し合いでは解決する見込みが立たなかったため、昨年 11 月 1 日付で本訴訟の提起をいたしました。

#### 2. 訴訟の概要

- (1) 相手方名称(被告)： スカイマーク株式会社
- (2) 相手方所在地： 東京都大田区羽田空港三丁目 5 番 7 号
- (3) 相手方代表者： 西久保慎一
- (4) 訴訟内容： 本利用料の代行徴収及び納入義務の存在確認請求並びに未納入の本利用料(7 億 23 万 9934 円)及び遅延損害金の支払請求

#### 3. 判決の概要

被告は、原告に対し、本年 7 月分までの未納入の本利用料相当額である 7 億 23 万 9934 円及び遅延損害金を支払え。なお、原告の訴えのうち、義務の確認を求める部分については、確認の利益を欠くものとして却下する。

#### 4. 今後の見通し

当社の請求額の全額の支払いを命じるものであり、当社の主張が全面的に認められたものと考えております。

本訴訟による当社の連結及び個別業績に与える影響は軽微です。

以 上